第３号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事　業　者　排　出　量　削　減　計　画　書

☑ 新規　☐ 変更

（宛　先）　京都府知事	令和　2年　9月　28日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市北区紫野北花ノ坊町96	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 学校法人　佛教教育学園 理事長　田中典彦

主たる業種	大学					細分類番号	8 1 6 1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	☑ 第12条第１項第１号 ☐ 第12条第１項第２号又は第３号 ☐ 第12条第１項第４号					
計　画　期　間	令和２年４月から令和５年３月まで						
基　本　方　針	平成29年度から31年度（令和1年）の平均排出量を基準に、温室効果ガス排出量を年平均2%以上を削減する						
計画を推進するための体制	佛教大学施設部長を本部長とする省エネ対策本部会議において、新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度（29～1）年度	第１年度（２）年度	第２年度（３）年度	第３年度（４）年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,939.8 トン	5,955.7 トン	5,836.6 トン	5,719.8 トン	-1.7	パーセント
	評価の対象となる排出の量	6,077.2 トン	5,955.7 トン	5,836.6 トン	5,719.8 トン	-4.0	パーセント
	目標の根拠	機器の適正な運転管理（空調設備・照明設備）や設備機器の高効率への更新。照明器具の段階的なLED化へ向けての計画。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途 / 原単位の指標	基準年度（１）年度	第１年度（２）年度	第２年度（３）年度	第３年度（４）年度	増減率	
	事務所 / 事業活動に伴う排出の量（延床面積/100）	3.46	3.47	3.40	3.33	-1.74	パーセント
	事業活動に伴う排出の量（　　）						パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	機器の適正な運転管理（空調設備・照明設備）や設備機器の高効率への更新。照明器具の段階的なLED化へ向けての計画。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度（１）年度	第１年度（２）年度	第２年度（３）年度	第３年度（４）年度	備考	
		100.0 パーセント	116.0 パーセント	116.0 パーセント	116.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	（２）年度	機器の適正な運転管理（中央監視装置）と高効率な機器への更新					
	（３）年度	機器の適正な運転管理（中央監視装置）と高効率な機器への更新					
	（４）年度	機器の適正な運転管理（中央監視装置）と高効率な機器への更新					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	原則、公共機関による通勤を行っております。					
	上記の措置を採用する理由	上記の通り、特別な措置は採用しておりません。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第１年度（２）年度	第２年度（３）年度	第３年度（４）年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	再生可能なゴミの分別化の徹底（段ボール・紙類・プラスチック） 環境ボランティア活動						
特記事項							

注１　該当する☐には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
２　「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
３　「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の３年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
４　「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
５　「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。